



平成19年5月10日

各 位

会社名 不二製油株式会社
代表者名 代表取締役社長 海老原 善隆
コード番号 2607 (東証・大証 各第1部)
問合せ先 管理本部IR室長 柳井哲郎
(TEL 03-5418-1044)

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について

当社は、平成19年5月10日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の具体的な内容を決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。本プランは、第79期事業年度に係る当社定時株主総会（以下「次期定時株主総会」といいます。）における株主の皆様のご承認を条件に導入することといたします。

1. 本プラン導入の目的

(1) 当社の企業価値の源泉について

当社は1950年の創業以来、「新しい植物性油脂と大豆たん白」を基軸として「人マネはしない」を基本姿勢に、独自の生産技術で、常に時代が求める独自性をもった製品を開発し続けて参りました。

また、“「食」の創造を通して、健康で豊かな生活に貢献します。”を企業理念に、新商品開発を核とした「ニッチな分野で、スペシャルな製品を、グローバルに展開する、オンリーワン企業」を目指して、様々な機能を持つ植物性油脂、製菓製パン素材、大豆たん白製品を国内・海外のお客様に広くお届けしています。同時に食品メーカーの存在基盤である「安全・品質・環境」を経営の前提と位置づけ、すべての業務に最優先し、安全な工場運営、厳格な品質管理、トレーサビリティシステムの拡充、環境保全への対応など積極的に取り組んでいます。

このような企業活動を推進する当社および当社グループ（以下「当社グループ」といいます。）にとり、企業価値の源泉は以下の通りであり、これらをさらに強化することが企業価値の向上に不可欠と考えています。

①独自の技術開発力

当社グループは創業以来、植物性油脂と大豆たん白を基軸に、従来にない開発・生産

技術で独自性を追求して参りました。これら独自の技術から生まれた数々の高シェア製品群が収益に貢献しています。当社の阪南研究開発センター、つくば研究開発センターでは新製品、新生産技術、新市場の三新開発に注力し、技術開発力の向上を図るとともに若手研究員の育成に取り組んでいます。

②食のソフト開発力による提案営業

当社グループはお客様とのコミュニケーションを大切にし、ソフト開発担当者が営業と一緒にあって、お客様のご要望を聞き、ニーズに対応したソフト開発を行なっています。そのための施設『フジサニープラザ（国内3ヶ所、海外1ヶ所）』ではお客様とケーキやパンの共同試作研究や実演講習ができる調理用施設を備え、当社のスタッフがお客様のご要望を聞きながら、共同で新製品のソフト開発に取り組んでいます。

③国内・海外ネットワーク

国内グループ会社14社と当社の生産拠点は生産、販売、流通でそれぞれの役割を担っております。特に、平成18年の千葉工場完成により東西の生産二拠点化が完了し、関東圏のお客様へも迅速で柔軟に供給できるとともに、自然災害等のリスク回避にも対応できる体制が整いました。

海外グループ会社15社は原料確保、生産、販売などにおいて、それぞれに特性を持つ海外7ヶ国に立地し、相互に密接な連携を持つグローバルネットワークを構築して参りました。日本で培った技術を実践しながら、世界の市場ニーズに的確に対応しています。

④食の安全を実現する体制

食品メーカーとして、「安全・品質・環境」を経営の前提と位置づけ、事業部内の品質管理と品質保証部による検証という縦横の管理体制を構築し、ISOやHACCPなど国際的な認証取得を推進しています。また、すべての製品の安全・品質を確認し、お客様に安心して使用していただくために、トレーサビリティシステムの充実にも積極的に取り組んでいます。

⑤企業の社会的責任

当社グループは、「食」を通じた健康で豊かな社会作りのための研究活動の支援と地域社会への貢献に主眼をおいて、良き企業市民の一員としての社会活動を積極的に展開しています。研究活動支援の面では「不二たん白質研究振興財団」を発足、大豆たん白質ならびにその関連分野に関する研究助成を行なっています。

また、環境マネジメントシステム(ISO14001)を導入し、省エネルギー、給排水の低減、廃棄物の低減および再資源化など、積極的な環境経営を進めています。

(2) 企業価値向上に向けた取組みについて

当社グループは、平成17年4月にスタートした中期経営計画「創造と改革2007 (INNOVATE 07)」の方針「創造と改革による企業価値向上の実現」に向けて開発型グローバル企業の構築、勝ち進むビジネスモデルの構築に取組み、継続的な成長と収益拡大を目指しています。

しかしながら、食品業界においては少子高齢化による食品需要の停滞、流通業界の巨大化による企業間競争の激化、菜種、パーム油などの植物性油脂が石油代替エネルギーに使用され食品原料が高騰するなど、当社を取り巻く経営環境は非常に厳しい状況にあります。

このような環境下、当社グループでは高シェア製品であるチョコレート用油脂、業務用チョコレートの増設を国内外で行い、収益の拡大を図っています。国内ではB to C事業を強化するため新会社を設立し、既存製品の拡販とともにβ-コングリシニンなどの新製品を上梓し国内販売の再構築を図ってまいります。

これら将来の布石を着実に打つことにより、今後の収益基盤の確立に努めるとともに、選択と集中による経営資源の配分を進め、資本効率を高めることにより、一層の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の最大化に取り組んで参ります。

(3) 本プラン導入の必要性について

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を短時間のうちに適切に判断することは必ずしも容易ではないものと思われれます。従いまして、買付提案が行われた場合に、当社株主の皆様の意思を適正に反映させるためには、まず、当社株主の皆様が適切に判断できる状況を確保する必要があり、そのためには、当社取締役会が必要かつ相当な検討期間内に当該買付提案について誠実かつ慎重な調査を行った上で、当社株主の皆様に対して必要かつ十分な判断材料（当社取締役会による代替案を出す場合もあります。）を提供する必要があるものと考えています。

また、株式の大量取得行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくあ

りません。そもそも、当社グループ会社が構築してきた企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、研究開発、生産および販売を支える従業員をはじめ、当社を取り巻く全てのステークホルダーとの間に築かれた長年に亘る信頼関係の維持が必要不可欠であり、これらが当社の株式の大量取得行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社グループの企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

かかる認識に基づき、当社取締役会は、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上させることを目的に、次期定時株主総会で株主の皆様のご了承をいただけることを条件として、本プランを導入し、大量取得の提案が行われた場合に大量取得者（2.（1）において定義されます。）、および当社取締役会が遵守すべき手続、並びに当社株主の皆様の意思を確認するための手続等について客観的かつ具体的に定めることを決定いたしました。

なお、現時点において、特定の第三者から大量取得行為を行う旨の通告や提案を受けているわけではありません。

2. 本プランの内容

（1）本プランの概要

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量取得行為（2.（2）において定義されます。）が行われる場合に、当社取締役会が大量取得行為を行おうとする者（以下「大量取得者」といいます。）に対し、(i) 事前に当該大量取得行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii) 当該大量取得行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(iii) 当社取締役会が株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大量取得者との交渉を行い、(iv) 当該大量取得行為に対し対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様の意思を確認するための株主総会を開催する手続きを定めています。かかる株主の皆様の意思を確認する機会を確保するため、大量取得者には、当社取締役会が当該大量取得行為につき当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資すると認め、その旨を公表した場合を除いて、前記 (i) から (iv) の一連の手続きに従い、株主総会の決議が完了する日まで大量取得行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

（2）対象となる大量取得行為

本プランは、(i) 特定株主グループ¹の議決権割合²を20%以上とすることを目的と

¹ (i) 当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含

する当社株券等³の買付行為、(ii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。)または、(iii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等⁴(以下かかる買付行為または合意等を「大量取得行為」といいます。)を適用対象とします。

(3) 情報提供の要求

前記(2)に定める大量取得行為を行う大量取得者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、大量取得行為の実行に先立ち、当社に対して、当社株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)および大量取得者が大量取得行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「買付説明書」といいます。)を、当社の定める書式により提出していただきます。

本必要情報の具体的な内容は大量取得者の属性および大量取得行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大量取得者およびそのグループ(共同保有者、特別関係者および(ファンドの場合は)各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(大量取得者の具体的な名称、事業内容、資本構成、財務内容、当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- ② 大量取得者が保有する当社の発行する全ての有価証券、過去60日間において大量取得者が行った当社有価証券にかかる全ての取引の状況(取引の性質、価格、取引の場所および方法、取引の相手方を含みます。)および当社有価

みます。以下同じとします。)並びに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者(以下「準共同保有者」といいます。)または、(ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等を含みます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等を含みます。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者を含みます。)を意味します。

² 特定株主グループが、脚注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合(証券取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を含みます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数を含みます。以下同じとします。)も計算上考慮されるものとします。)と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合(但し、①と②の合算において、①と②の間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。)または、(ii)特定株主グループが、脚注1の(ii)記載の場合は、当該大量取得者および当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を含みます。)の合計を含みます。なお各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)および総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

³ 証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

⁴ 共同して当社株券等を取得し、若しくは譲渡し、または当社の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意その他証券取引法第27条の23第5項および第6項に規定する共同保有者に該当することとなる行為を含みます。

証券に関して大量取得者が締結した全ての契約、取決めおよび合意（口頭によるものも含み、またその履行可能性を問いません。）

- ③ 大量取得行為の目的、方法および内容（大量取得行為の対価の価額・種類、大量取得行為の時期、関連する取引の仕組み、大量取得行為の方法の適法性、大量取得行為および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ④ 当社株式の取得対価の算定根拠（算定的前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大量取得行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等）および取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥ 当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社グループとの関係に関し、大量取得行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
- ⑦ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑧ その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当初提供していただいた情報を精査し、必要に応じて当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。以下「外部専門家等」といいます。）と協議の上、当初提供された情報だけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大量取得者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

大量取得行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

（４）取締役会による大量取得行為の内容の検討・大量取得者との交渉・情報開示

大量取得者より情報提供が十分になされたとき当社取締役会が認めた場合は、当社取締役会は、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大量取得行為の場合）の検討期間（以下「取締役会評価期間」といいます。但し、当社取締役会は、当社企業価値・株主共同の利益の確保・向上のため大量取得行為の内容の検討・大量取得者との交渉・代替案の作成等に必要範囲内で検討期間を延長することができるものとします。なお、当社取締役会は取締役会評価期間を延長する場合には、取締役会評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、当該延長の決議後、速やかに情報開示を行います。）を設定します。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において大量取得者から提供された情報・資料に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、

大量取得者の大量取得行為の内容の評価・検討等を行います。また、当社取締役会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、お客様、取引先、従業員、地域関係者等からも必要に応じて意見を聴取するほか、その判断の合理性・客観性を高めるために、外部専門家等の助言を得るものとします。

その上で、当社取締役会は、大量取得行為の内容を検討し大量取得行為の内容を改善させるために、必要に応じ、大量取得者と協議、交渉を行います。大量取得者は、当社取締役会が検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

当社取締役会は、その判断の透明性を高めるため、大量取得者から提出された買付説明書の概要、大量取得者の大量取得行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会が代替案を作成した場合にはその概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と当社取締役会が判断した情報を除き、株主の皆様に対し、当社取締役会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

(5) 株主意思の確認手続き

取締役会評価期間終了後、当社取締役会は、原則として、当社取締役会が下記(i)乃至(iii)に該当すると判断した場合を除き、当該大量取得行為に対し対抗措置を発動するかどうかについて当社株主の皆様判断して頂きます。

- (i) 大量取得者が本プランに定める手続きを遵守していない場合
 - (ii) 大量取得行為が3.(1)イ. またはロ. で規定する事項に該当する場合
 - (iii) 大量取得行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化に資する場合
- 当社株主の皆様のご意思の確認は、会社法上の株主総会（以下「本株主総会」といいます。）による決議によるものとします。

当社は、本株主総会の決議の結果に従い、大量取得行為の提案に対し、対抗措置を発動または発動しないことと致します。なお、当社取締役会は、前記2.(4)における取締役会評価期間終了後、本株主総会において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日（以下、「本基準日」といいます。）を設定します。本基準日は、関係法令および証券保管振替機構による実質株主確定にかかる実務に照らして定めることが可能な最も早い日とし、当社は、本基準日の2週間前までに当社定款に定める方法により本基準日の公告を行うものとします。また、当社は、対抗措置の発動の是非に関する株主の皆様のご意向を速やかに確認するため、対抗措置として会社法その他の法令および当社定款により認められる措置のうち、当社がその時点で相当と考える対抗措置の内容を決定した上で、本株主総会を遅滞なく開催いたします。

- ① 本株主総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主とします。
- ② 本株主総会の決議は、法令および当社定款15条第1項に基づき、出席した株主の議決権の過半数をもって行うものとします。
- ③ 特定株主グループは、本株主総会終結時まで、当社株券等の大量取得行為の開

始をしてはならないものとします。

- ④ 当社取締役会は、本株主総会にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本株主総会の基準日を設定した後であっても、本基準日の変更、または本株主総会の延期若しくは中止をすることができるものとします。

3. 大量取得行為が行われた場合の対応方針

(1) 大量取得者が本プランに定められた手続きを遵守した場合

大量取得者が本プランに定められた手続きを遵守した場合には、当社取締役会は、前記2.(5)記載の通り、当社株主の皆様による本株主総会の決議により、大量取得行為に対し、対抗措置を発動しまたは発動しないことと致します。

なお、本プランに定められた手続きが遵守されている場合であって、かつ、当該買付等の提案が当社の企業価値・株主共同の利益の最大化に資すると当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は対抗措置を講じないものとします。

もともと、本プランに定められた手続きが遵守されている場合であっても当該大量取得行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合に該当すると当社取締役会が判断したときには、当社取締役会は企業価値・株主共同の利益を守るために、取締役会の決議により対抗措置を発動することがあります。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大量取得行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

イ. 次の①から④までに掲げる行為等により当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大量取得行為である場合

- ① 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

ロ. 強圧的二段階買付（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大量取得行為である場合

これらの場合、当社取締役会は、当該大量取得行為が当社の企業価値ひいては株主

価値を著しく損なうか否か判断の合理性・客観性を高めるために、外部専門家等の助言を得つつ、対抗措置の発動、不発動の判断を行うものとします。

なお、大量取得者が本プランに定められた手続きを遵守したと当社取締役会が認め、本株主総会の開催手続きを開始した場合でも、大量取得者が本株主総会終了の前までに大量取得行為を開始し、または当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合に該当すると当社取締役会が判断したときは、本株主総会の開催を中止し、当社取締役会の決議のみにより対抗措置を発動することができるものとします。

(2) 大量取得者が本プランに定められた手続きを遵守しない場合

当社取締役会は、大量取得者により本プランに定める手続きが遵守されない場合には、引き続き本必要情報および買付説明書の提出を求めて大量取得者と協議・交渉を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社取締役会の決議のみにより対抗措置を発動することができるものとします。

(3) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大量取得行為に対する対抗措置は、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令および当社の定款により認められる措置とします。大量取得行為に対する対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の概要は、別紙1に記載のとおりです。

4. 株主・投資家等の皆様に与える影響等

(1) 本プランの導入時に株主・投資家の皆様に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大量取得行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社株主の皆様を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保し、最終的には大量取得行為の提案を受けた時点における株主の皆様により判断していただくことを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大量取得行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、本プランの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えています。

なお、前記3.において述べたとおり、大量取得者が本プランに定められた手続き

を遵守するか否かにより大量取得行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大量取得者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響等

当社取締役会は、企業価値・株主共同の利益を確保・向上することを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を執ることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社の株主の皆様（本プランの定める手続きに違反した大量取得者および当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合に該当すると認められるような大量取得行為を行う大量取得者を除きます。）が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を執ることを決定した場合には、法令および関係する証券取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

(3) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として、当社取締役会または株主総会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権無償割当てに係る割当期日を公告いたします。割当期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれましては、速やかに株式の名義書換手続を行って頂く必要があります（なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。）。

なお、割当て方法、名義書換方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細等につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

5. 本プランの有効期間等

本プランの有効期間は、次期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、次期定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、(i) 当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または (ii) 当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、次期定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）

には、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実および（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

6. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を完全に充足しています。

(2) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

当社は、次期定時株主総会において本プラン導入に関する承認の決議がなされることを条件として本プランを導入させて頂く予定です。具体的には当社株主総会において、買収防衛策の導入および対抗措置発動等の権限に関する定款変更決議を行い、その定款の定めに基づき本プランの導入の承認決議がなされることにより、本プランは導入されます。また、本プラン承認決議の有効期間を次期定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、期間満了時には、当社取締役会は、本プランの各条件の見直し等を含め、必要に応じて株主総会の承認をお願いし、株主の皆様にご判断いただくことを予定しています。

なお、前記5.「本プランの有効期間等」に記載したとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの導入および消長は、当社株主総会の意思に基づくこととなっています。

(3) 有事における株主意思の直接的な反映の機会の確保

本プランでは、大量取得者が所定の手続きルールを遵守した場合、原則として対抗措置の発動の可否についての判断を株主の皆様にご判断いただくための株主総会を開催することとしており、当社取締役会による恣意的判断を防止するとともに、株主意思が直接的に反映する機会を確保する仕組みとしています。

(4) 外部専門家等の意見の取得

大量取得者が、本プランに定める手続きを遵守したか否か、大量取得者の提案内容

が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否かについての当社取締役会の判断の合理性・客観性を確保するため、本プランにおいて、当社取締役会は独立した外部専門家等の助言を受けることができるものとしています。これにより、当社取締役会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(5) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、株主の皆様により選任される取締役によって構成される当社取締役会において随時、改廃の決議を行うことができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主および発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、前記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以上

当社の大株主の状況

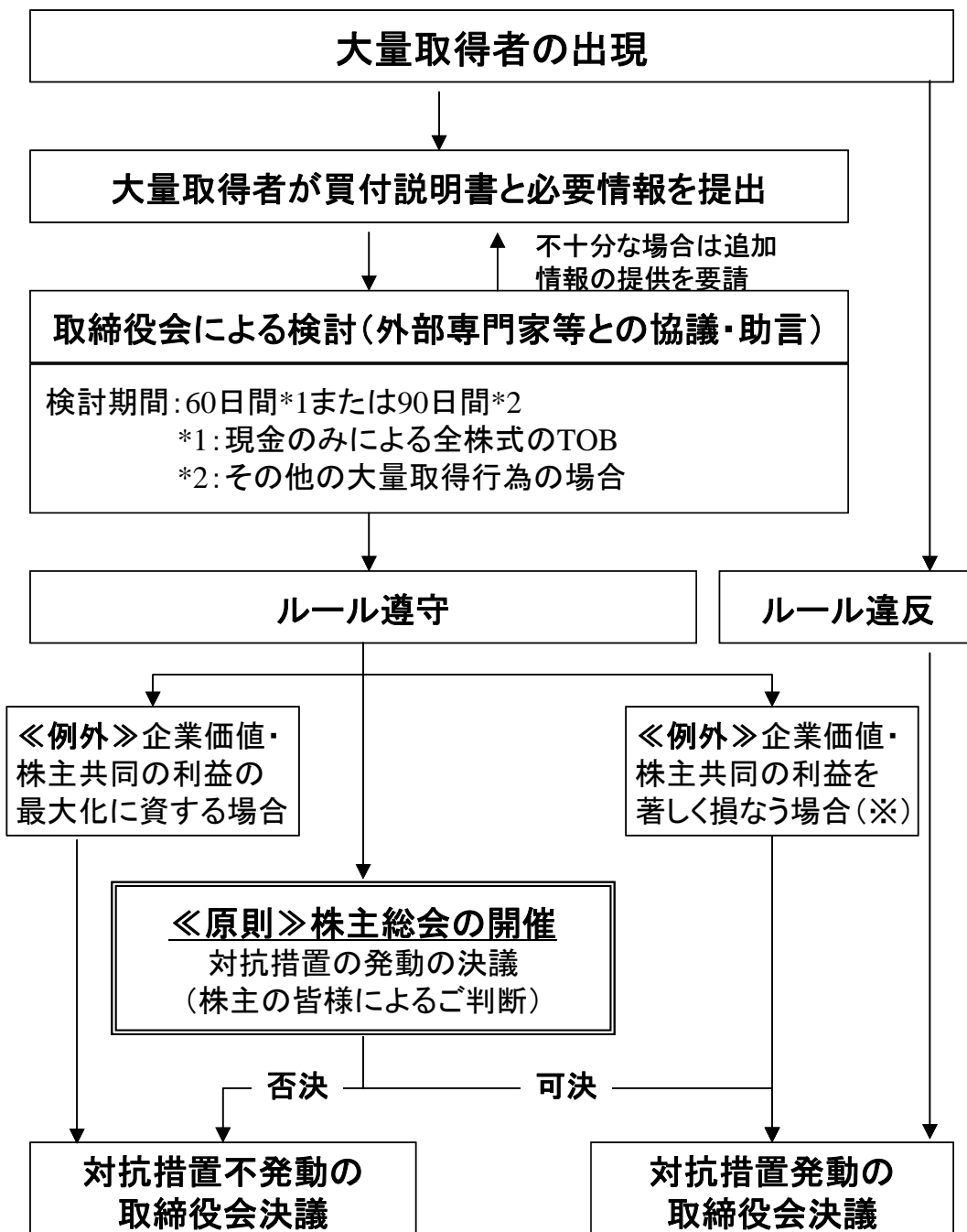
平成19年3月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	17,609 千株	20.48%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,131 千株	4.80%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3,537 千株	4.11%
野村信託銀行株式会社 (信託口)	3,127 千株	3.64%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	2,845 千株	3.31%
東京海上日動火災保険株式会社	2,828 千株	3.29%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,875 千株	2.18%
農 林 中 央 金 庫	1,825 千株	2.12%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社・住友信託退給口	1,739 千株	2.02%
ステート ストリート バンク アンド トラ スト カンパニー 505019	1,584 千株	1.84%

(注) 出資比率は自己株式を(1,595千株)を控除して計算しております。なお、自己株式については上記大株主から除いています。

以 上

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）のイメージ図



(注)イメージ図は、あくまで当社株式の大量取得行為に関する対応策のルールに対する理解を助けることを目的とした参考資料です。ルールの詳細については、当社の平成19年5月10日付プレスリリース（以下、「本プレスリリース」という。）をご参照ください。

(※) 本プレスリリース (P.8) 3. (1) イまたはロで規定する類型に該当すると認められる場合

(参考資料)

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）に関するQ & A

Q.1 買収防衛策導入の目的は何ですか。

A.1 当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）は、当社株式の大量取得行為が行われる場合の当社における手続を定め、株主の皆様の適切な判断のために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、大量取得行為に対する対抗措置の発動にあたって株主の皆様の意思を適切に確認するための仕組を取り入れています。本プランは、これらにより当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的で導入されたものです。

Q.2 本プランの概要を説明してください。

A.2 本プランは、有事の際に対抗措置発動の是非について、原則として株主総会で株主の皆様意思確認を行う類型の事前警告型買収防衛策です。具体的には、次のような内容を有しています。

- ① 当社が発行者である株券等について20%以上の大量取得行為を行うことを希望する大量取得者は、予め大量取得行為の内容の検討に必要な情報を当社に対して提出していただきます。
- ② 当社取締役会は、大量取得者から提供された情報・資料に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、外部専門家等の助言を得た上で、大量取得行為の内容の評価・検討し、大量取得行為の内容を改善させるため、必要に応じ、大量取得者と協議、交渉を行います。
- ③ 大量取得者が、本プランの手続を遵守しない場合や、本プランの手続きを遵守した場合であっても当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当すると当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために、取締役会の決議により対抗措置の発動することがあります。
- ④ 大量取得者が、本プランの手続を遵守した場合には、当社取締役会は、株主総会の決議により、大量取得行為に対し、対抗措置の発動し、または発動しないこととします。
- ⑤ 本プランに基づく対抗措置として、新株予約権を割り当てる場合には、当該新株予約権に、大量取得者による権利行使は認められないという行使条件が付される可能性、および当社が大量取得者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付される可能性があります。

Q.3 本プランは合理性が高いと聞いていますが、具体的にどのような点で合理性が高いのでしょうか。

A.3 本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・

株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しており、その合理性を示す特徴は次のとおりです。

項目	本プラン
株主意思	<ul style="list-style-type: none"> ・導入と更新に株主総会決議が必要。 ・大量取得者等が本プランに定める手続きを遵守した場合は、原則として株主総会において対抗措置の発動、不発動を決定する。
目的・発動要件・ 手続等情報開示	<ul style="list-style-type: none"> ・プレスリリース、株主総会の議案、および株主総会等において十分な情報開示を行う。
手続開始要件 (トリガー要件)	<ul style="list-style-type: none"> ・20%以上の議決権保有、又は20%以上の議決権取得をめざす公開買付け等。
有効期間 (サニティ条項)	<ul style="list-style-type: none"> ・当社中期経営計画に基づく、企業価値向上への中長期的な取り組みも勘案し、有効期間は3年間とする。 ・更新する場合には、別途株主総会決議が必要。
廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・株主総会決議または取締役会決議によりいつでも廃止可能（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお発動を阻止できないデッドハンド型でも、発動を阻止するのに時間がかかるスローハンド型でもない）。

Q.4 本プランの導入によって株主にはどのような影響があるのでしょうか。

A.4 本プランの導入時点においては、対抗措置としての新株予約権等の有価証券の発行は行われませんので、株主の皆様には直接具体的な影響が生じることはありません。

大量取得者が出現し、新株予約権無償割当てが実施された場合には、大量取得者以外の株主の皆様は、無償割当てを受けた新株予約権を行使できることとなります。この新株予約権の行使価額は、新株予約権1個当たり1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1を上限とする金額の範囲内において当社取締役会が新株予約権無償割当てに関する決議で別途定める金額となりますので、新株予約権の行使をする場合には、その金額相当のご負担をお願いすることとなります。

もっとも、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定を行い、当社が新株予約権を取得すると引換えに当社株式を交付する場合には、大量取得者以外の株主の皆様は、ご自身で行使価額の払込みをすることなく、相応の当社株式の交付を受けることができます。よって当社がかかる取得の手続を取った場合、大量取得者以外の株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

Q.5 大量買付行為を阻止するための対抗措置が発動された場合、株主はどのような手続を行う必要があるのでしょうか。

A.5 ①名義書換の手続

対抗措置として、当社取締役会または株主総会において、新株予約権無償割当てを

実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権無償割当てに関する基準日を公告いたします。基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、新株予約権が無償で割り当てられますので、株主の皆様におかれましては、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります。但し、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。なお、基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、特段の手続を経ることなく、新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

②新株予約権の行使の手続

対抗措置として、当社取締役会または株主総会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合に、新株予約権無償割当てにより割り当てられた新株予約権を行使するときには、株主の皆様は、行使期間内に、原則として、新株予約権の行使請求書（株主の皆様が大量取得者等に該当しないことを誓約していただく条項等を含む当社所定の書式によります。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を提出した上、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める価額を払い込んでいただきますと、新株予約権1個につき、当社取締役会が定めた株式数に相当する数の当社株式が発行されることとなります。

③当社による新株予約権取得の手続

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定を行い、新株予約権の取得と引換えに当社株式を大量取得者等以外の株主の皆様には、速やかに当社株式を交付いたしますが、この際、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株主グループに属する者でないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

- * 本 Q&A は、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」についてわかりやすく説明することを目的として簡略化した上作成されたものです。正確かつ詳細な内容については、当社の平成19年5月10日付プレスリリースをご参照ください。